

第109回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和元年9月13日(金) 午前10時から午前11時15分まで

開催場所：大阪府咲洲庁舎23階 中会議室

案 件	審議結果等
ファッションセンターしまむら島泉店(羽曳野市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)ライフ新高石店(高石市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
ホームセンターコーナン大東新田店(大東市)【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。 大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 本件届出者が運営する他の大規模小売店舗において、法第6条第2項の規定による変更届が適切に提出されていないと思料される事案が見受けられるので、本件店舗についてはそのようなことがないよう、届出事項を変更する場合は所要の手続を行うこと。
近商ストア東花園店(東大阪市)【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。